

自己負担上限額表

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額(患者負担割合:2割, 外来+入院)		
			一般	重症認定 高額かつ長期	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0		
II	市町村民税 非課税 (※1)	低所得Ⅰ(～年収 82 万6千5百円)	1,250		500
III		低所得Ⅱ(年収 82 万6千5百円超～)	2,500		
IV	市町村民税 課税世帯	一般所得Ⅰ 市町村民税所得割額 7.1 万円未満	5,000	2,500	
V		一般所得Ⅱ 市町村民税所得割額 25.1 万円未満	10,000	5,000	
VI		上位所得 市町村民税所得割額 25.1 万円以上	15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1／2自己負担額		

- ※ 階層Ⅰ（生活保護）に該当する方は、入院時の食事療養費の自己負担はありません。
- ※ 血友病又はこれに類する疾病にかかっている方は入院時の食事療養費を含め自己負担額はありません。
- ※ 階層区分Ⅱ、Ⅲは、支給認定保護者（＝申請者）の①地方税法上の合計所得金額、②公的年金、③特別児童扶養手当等の合計で決定します。
- ※ 重症：①高額な医療費が長期的に継続する者（医療費総額が 5 万円/月（例えば医療保険の 2 割負担の場合、医療費の自己負担が 1 万円/月）を超える月が年間 6 回以上ある場合）、②現行の重症患者基準に適合するもの、のいずれかに該当。